

# 公立大学法人岩手県立大学の授業料等の納付方法及び減免に関する規程

制定	平成 17 年	4 月 1 日	規程第 16 号
改正	平成 18 年	2 月 17 日	規程第 5 号
	平成 20 年	2 月 6 日	規程第 1 号
	平成 21 年	3 月 31 日	規程第 9 号
	平成 22 年	5 月 26 日	規程第 17 号
	平成 29 年	2 月 24 日	規程第 1 号
	令和 2 年	3 月 31 日	規程第 17 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学の授業料等に関する規則（以下「規則」という。）第 16 条の規定に基づき、岩手県立大学（岩手県立大学大学院を除く。）、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（以下「本学」という。）並びに岩手県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）における授業料、聴講料、研究料、入学検定料及び入学料（以下「授業料等」という。）の納付方法及び減免に関し必要な事項を定めるものとする。

## (授業料等の納付方法)

第 2 条 授業料等の納付方法は、授業料にあつては、銀行口座振替又は銀行振込、授業料以外の費用にあつては銀行振込とする。

## (納付方法の届出)

第 3 条 本学又は本学大学院の学生は、授業料の納付方法を選択のうえ、理事長が別に定める方法により、理事長に届け出なければならない。

2 前項の届け出は、前年度において届け出た納付方法を変更しない場合は、これを要しない。

## (預金口座の指定)

第 4 条 口座振替により納付する場合の預金口座は、理事長が指定する金融機関に開設しなければならない。

(振込手数料)

第5条 銀行振込によって授業料等を納付する場合に要する手数料は、納付者の負担とする。

(授業料の納付方法の特例)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第3条第3項の規定に基づき、同条第2項に規定する授業料の納付期限（以下この条において「納付期限」という。）を変更し、又は分割して納付させることができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であると認められるとき
- (2) 行方不明により、納付期限までに授業料の納付が困難であると認められるとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、授業料を納付期限までに納付することが困難であると認められる相当の理由があるとき

2 前項の規定に基づき授業料の納付期限を変更し、又は分割して納付させる場合の納付期限は、前期にあつては9月30日、後期にあつては3月31日以前の日で理事長が別に定める日とする。

3 授業料を分割して納付させる場合の分割の回数は、6回を限度とする。

(授業料及び入学料の減免)

第7条 授業料の減免は、本学又は本学大学院の学生（本学に入学した日から卒業若しくは修了又は退学若しくは除籍によりその身分を失うまでの間にある者並びに岩手県立大学学則第13条第1項、岩手県立大学大学院学則第19条、岩手県立大学盛岡短期大学部学則第13条第1項又は岩手県立大学宮古短期大学部学則第13条第1項に定める入学手続きを行おうとする者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があると認められる場合
- (2) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) 留学又は休学を許可された場合
- (4) 死亡又は行方不明により除籍された場合

(5) その他理事長が特に認める場合

2 入学料の減免は、本学又は本学大学院の学生が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められる場合（本学大学院の学生を除く。）

(2) 本学又は本学大学院に再入学を許可された場合（本学又は本学大学院を卒業又は修了した場合を除く。）

(3) 岩手県立大学の各学部（以下「四大学部」という。）に編入学する時点で、次のいずれかに該当する場合

ア 岩手県立大学盛岡短期大学部を卒業した者

イ 岩手県立大学宮古短期大学部を卒業した者

(4) 本学大学院に入学の時点で、次のいずれかに該当する場合

ア 四大学部を卒業した者又は四大学部に3年以上在学した者

イ 本学の盛岡短期大学部又は宮古短期大学部を卒業した者

ウ 本学大学院の研究科を修了した者

(5) その他理事長が特に認める場合

3 第1項第1号の授業料及び前項第1号の入学料の減免（以下「大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「大学等修学支援法」という。）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「政令」という。）及び省令等の定めるところにより行う。

（授業料及び入学料の減免の額）

第8条 前条第1項第1号の規定により減免を行う授業料の額は、別表第1の授業料の区分における中欄に掲げる区分（第Ⅰ区分、第Ⅱ区分及び第Ⅲ区分とあるのは、それぞれ政令第2条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する場合をいう。第4項において同じ。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2 前条第1項第2号の規定により減免する授業料の額は、減免を申請した期に納付すべき授業料の全額を上限とする。ただし、当該年度における授業料減免申請の総額が予算を超えた場合又は超えることが明らかな場合は、理事長は理事会議の議を経て、当該年度における後期授業料の減免の額を別に定めることができる。

3 前条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、授業料の年額の

12 分の 1 に相当する額に留学若しくは休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（留学若しくは休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は当該月）から、留学又は休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

4 前条第 1 項第 5 号の規定により減免する授業料の額は、理事長が別に定める。

5 前条第 2 項第 1 号の規定により減免を行う入学料の額は、別表第 1 の入学料の区分における中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

6 前条第 2 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定により減免を行う入学料の額は全額とする。

7 前条第 2 項第 3 号の規定により減免を行う入学料の額は、規則別表の備考 1 に定める県内の住民にあつては 135,400 円、その他の住民にあつては 203,000 円とする。

8 前条の申請が重複してなされた場合の減免を行う授業料及び入学料の額は、授業料にあつては同第 1 項から第 3 項までの額のうち、入学料にあつては同第 5 項から第 7 項までの額のうち最も高い金額とし、当該申請の減免を行うそれぞれの額は理事長が定める。

（授業料の減免期間等）

第 9 条 第 7 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定により授業料の減免の対象となる期間（以下「減免期間」という。）は、留学又は長期療養による休学等の特別な事情がある場合を除き修業年限以内とする。

2 大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免期間は、政令第 3 条で定める月数を限度とする。

（納付期限の変更及び授業料の減免等の申請）

第 10 条 大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、別に定める日までに大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第 6 号）を、第 7 条第 1 項第 1 号の授業料減免を受けている者で継続して授業料減免を受けようとする者は大学等における修学支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（様式第 7 号）を理事長に提出しなければならない。

2 第6条第1項の規定に基づき授業料の納付期限を変更し、若しくは授業料を分割して納付しようとする者（当該者が同項第3号の規定に該当する場合にあっては、当該者の学資を主として負担している者）又は第7条第1項第2号の規定に基づき授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免等申請書（様式第1号）に家庭状況調査書（様式第2号）、市区町村長の所得に関する証明書その他特に理事長が必要と認める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに理事長に提出しなければならない。

(1) 前期に係るもの 4月20日

(2) 後期に係るもの 9月20日（ただし、後期入学者の入学した日の属する期については入学の日）

3 第7条第2項第2号から第4号までの規定に基づき入学料の減免を受けようとする者は、入学料減免申請書（第2号及び第4号の規定に基づく場合は様式3-1号。第3号の規定に基づく場合は様式第3-2号）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

（納付期限の変更及び授業料の減免等の決定及び通知）

第11条 理事長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書（様式第8号）又は審査結果通知書（様式第4号又は様式第5号）により申請者（前条の規定に基づき授業料の納付期限の変更、授業料の分割納付又は授業料若しくは入学料の減免を申請する者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 理事長は、大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免を受けている者について、省令第13条第1項による適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免の額を変更すべきと認めるときは、当該減免の額を変更する。

3 理事長は、第7条第1項第2号から第4号まで、同条第2項第2号から第5号まで及び前項のいずれかに該当する者がいるときは、減免を行う授業料及び入学料の額を決定又は変更し、当該者又は当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

（納付期限の変更及び授業料等の減免等の取消し）

第12条 理事長は、前条第1項の規定により授業料の納付期限の変更、授業料の

分割納付又は授業料若しくは入学料の減免の決定の通知を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、当該納付期限の変更等の決定を取り消すものとする。

(大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免の認定の取消し)

第 13 条 理事長は、大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該減免の認定を取り消すものとし、その結果を大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 成績が別表第 2 の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。
- (2) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は 3 月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたとき。

2 前項の取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日に遡及して行うものとする。

- (1) 前条又は前項第 2 号に該当するとき 当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日
- (2) 前項第 1 号に該当するもののうち学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業成績に係る学年の初日（短期大学部にあつては、当該学業成績に係る学年の半期の初日）

3 理事長は、大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免の認定を受けた者の成績が別表第 2 に定める警告の区分に該当すると認めるときは、学業成績が不振である旨の警告を行い、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）（様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。

(大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免の認定の効力の停止等)

第 14 条 理事長は、大学等修学支援法に基づく授業料及び入学料の減免の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該減免の認定を停止し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知（様式第 11 号）により申請

者に通知するものとする。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学（3月未満の期間のものに限る。次項第2号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。
- (3) 授業料等の減免を受けている者及びその生計維持者に係る収入及び資産の状況が省令第10条第2項第3号で定める額に該当しなくなったとき。
- (4) 第10条第1項に定める継続願を別に定める日までに提出しないとき。

2 理事長は、前項の規定により減免の認定の効力が停止された者から大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書（様式第12号）が提出され、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるときに該当すると認めるときは、当該減免の停止を解除するものとする。

- (1) 前項第1号に該当する者 復学を認められた場合
- (2) 前項第2号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が1月未満の場合にあつては1月）を経過した場合
- (3) 前項第2号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告の処分を受けた日から1月を経過した場合
- (4) 前項第3号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ省令第10条第2項第3号イ及びロに定める額に該当することとなった場合
- (5) 前項第4号に該当する者 継続願を理事長に提出した場合

（補則）

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1（第8条関係）

区分	学部等	減免の区分	減免の額
授業料	四大学部	第Ⅰ区分（満額）	535,800円
		第Ⅱ区分（満額の2/3）	357,200円

		第Ⅲ区分（満額の1／3）	178,600円
	短期大学部	第Ⅰ区分（満額）	390,000円
		第Ⅱ区分（満額の2／3）	260,000円
		第Ⅲ区分（満額の1／3）	130,000円
入学料	四大学部	第Ⅰ区分（満額）	282,000円
		第Ⅱ区分（満額の2／3）	188,000円
		第Ⅲ区分（満額の1／3）	94,000円
	短期大学部	第Ⅰ区分（満額）	169,200円
		第Ⅱ区分（満額の2／3）	112,800円
		第Ⅲ区分（満額の1／3）	56,400円

別表第2（第13条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	<p>次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</li> <li>2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。</li> <li>3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。</li> <li>4 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。</li> </ol>
警告	<p>次の1～3のいずれかに該当し、災害、傷病、その他のやむを得ない事由があると認められないとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（廃止の区分の第2号に掲げる基準に該当する者を除く。）</li> <li>2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。（次のア、イに該当する場合を除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分合格できる水準にある場合。</li> <li>イ 社会的養護を必要とする者で、学修の意欲や態度が優れていると認められる場合。</li> </ul> </li> </ol>

	3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(廃止の区分の第3号に掲げる基準に該当する者を除く。)
--	--

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前にした平成17年度の授業料の納付方法の届出及び県立大学の授業料等の免除等に関する規則（平成10年岩手県規則第37号）第11条の規定による授業料の納付方法の特例等の申請は、それぞれこの規程の第3条及び第10条によりしたものとみなす。

附 則（平成18年2月17日 規程第5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は平成18年2月17日から施行する。

附 則（平成20年2月6日 規程第1号）

この規程は、平成20年2月6日から施行する。

附 則（平成21年3月31日 規程第9号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月26日 規程第17号）

この規程は、平成22年5月26日から施行する。

附 則（平成29年2月24日 規則第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 規則第17号）

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

現住所

申請者 学部(研究科) 学科(課程)第 学年

学籍番号 氏名

### 授業料減免等申請書

の理由により、 年度 期授業料の（減免、納付期限の変更、分割納付）を申請します。

区分 (いずれかを○で囲んでください。)	申請内容等
1 減免	減免不承認となった場合 (いずれかを○で囲んでください。) 1 納付期限の変更を申請する。 (納付期限 年 月 日) 2 分割納付を申請する。(分割回数 回) 3 1、2いずれも申請しない。
2 納付期限の変更	納付期限 年 月 日
3 分割納付	分割回数 回

様式第2号（第10条関係）

家庭状況調査書

申請者

学籍番号  
氏名

学科（課程）第 学年  
（ 年 月 日生 男・女）

家族及び所得	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職名	給与所得（税込）		給与外所得	
		収入金額	所得金額（記入不要）	千円	千円	千円	千円	千円			
		父				年			千円	千円	千円
		母				年			千円	千円	千円
						年			千円	千円	千円
主たる家計支持者に印、別居者に×印	父子・母子世帯となった時期・理由		時期理由	年 月 頃 ※死亡・離婚・（ ）	主たる家計支持者が無職となった時期・理由			時期理由	年 月 頃 ※退職・解雇・傷病・（ ）		
	続柄	氏名	年齢	学校設置者・在学学校名	学年	住居区分	前年度の授業料免除状況				
就学者	本人			※ <u>国</u> 公・私立 岩手県立大学	年	自宅	前期	有(全・一部)・無	千円		
							後期	有(全・一部)・無	千円		
						自宅外	前期	有(全・一部)・無	千円		
							後期	有(全・一部)・無	千円		
						自宅	前期	有(全・一部)・無	千円		
							後期	有(全・一部)・無	千円		
自宅外	前期	有(全・一部)・無	千円								
	後期	有(全・一部)・無	千円								
本人の収入状況等	本人受給奨学金						その他の収入				
	奨学団体名		返還の義務	受給開始年月	受給月額	今年度受給見込額	収入の内容	収入金額			
			有・無	年 月	千円	千円		千円			
			有・無	年 月	千円	千円		千円			
日本学生支援機構奨学金の申込状況（現在受給していない場合のみ該当に○）						第一種奨学金・第二種奨学金・給付					
収入状況	給与所得（収入金額をそれぞれ記入のこと。）						その他の所得				
			父	母			事業（営業等）所得 千円				
	給料・賃金（賞与を含む）		千円	千円	千円	千円	農業所得 千円				
	役員報酬		千円	千円	千円	千円	不動産所得 千円				
	専従者給与		千円	千円	千円	千円	利子所得 千円				
	老齢年金・遺族年金・		千円	千円	千円	千円	配当所得 千円				
	傷病手当金		千円	千円	千円	千円	雑所得 千円				
	失業給付金		千円	千円	千円	千円	他からの援助 千円				
	生活保護法による扶助		千円	千円	千円	千円					
	児童扶養手当		千円	千円	千円	千円					
収入金額計（税込）		千円	千円	千円	千円	その他の所得金額計（税込）					
所得金額（税込）		千円	千円	千円	千円	千円					
上記所得以外の臨時所得		※退職金・保険金（失業給付金を除く）・資産譲渡所得・山林所得・その他（ ） 金額 千円									

家計支持者の住居の種類	持家	借家	間借	アパート	官公社宅	その他 ( )
		千円	千円	千円	千円	千円

特別支出額控除	長期療養者等	続柄	氏名	発病年月日等		病名等	医療費等の額		
				※疾病・障害	日 年 月		円		
				※疾病・障害	日 年 月		円		
	家計支持者別居	別居先住所	(〒 ) (〒 )						
		別居による特別経費	住居費 電気料	円 円	水道料 ガス代	円 円	家具 家事用品	円 円	計
	被災等	被災種別		被災年月日		被災状況		被災額	
		※風水害・火災・その他 ( )		日 年 月				円	
合計							円		

一か月当たりの平均生活費	収入	家からの送金	千円	支出	食費	千円
		定職 ( )	千円		住居費	千円
		アルバイト ( )	千円		光熱水費	千円
		日本学生支援機構奨学金 (※給付)	千円		交通費	千円
	日本学生支援機構奨学金 (※第一種・第二種・併用)	千円	教養娯楽費		千円	
	岩手県立大学の奨学金 (奨学金名: )	千円	書籍・学用品費		千円	
	その他奨学金 (奨学金名: )	千円	雑費		千円	
	その他 ( )	千円	その他 ( )		千円	
計	千円	計	千円			

本人の住居の種類	家計支持者と同じ	借間	アパート	下宿	学寮	その他 ( )
間代、下宿料月額		千円	千円	千円	千円	千円

(注) 「一か月当たりの平均生活費」欄は、学生本人の状況について収入額合計と支出額合計が一致するように記入すること。

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

申請者

選 抜 区 分 \_\_\_\_\_

受 験 番 号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

学部/研究科名 \_\_\_\_\_

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_

保 証 人 住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

保 証 人 氏 名 \_\_\_\_\_

### 入学料減免申請書

入学料の減免を希望しますので、下記のとおり申請します。

併せて、免除決定がなされるまでの間、納付期限の延長を申し出ます。

#### 記

区分 (該当するものを○で 囲んでください。)	1 県内 225,600 円 2 県外 338,400 円
申請理由 (該当するものを○で 囲んでください。)	1 再入学を許可された者 ----- 2 大学院に入学の時点で、次のいずれかに該当する者 (1) 本学の学部を卒業した者 (2) 本学の学部で3年以上在学した者 (3) 本学の盛岡短期大学部を卒業した者 (4) 本学の宮古短期大学部を卒業した者 (5) 本学の研究科を修了した者

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

申請者

選 抜 区 分 \_\_\_\_\_

受 験 番 号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

学部/研究科名 \_\_\_\_\_

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_

保 証 人 住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

保 証 人 氏 名 \_\_\_\_\_

### 入学料減免申請書

入学料の減免を希望しますので、下記のとおり申請します。

併せて、免除決定がなされるまでの間、納付期限の延長を申し出ます。

#### 記

区分 (該当するものを○で 囲んでください。)	1 県内 225,600 円 2 県外 338,400 円
申請理由 (該当するものを○で 囲んでください。)	岩手県立大学の各学部編入学する時点で、次のいずれかに 該当する場合 1 本学の盛岡短期大学部を卒業した者 2 本学の宮古短期大学部を卒業した者

様式第4号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

第 学年

学籍番号

様

公立大学法人岩手県立大学理事長（氏名）

### 審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 期授業料の減免、納付期限の変更、分割納付について、審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

記

申請区分	審査結果
減免	承認（減免額 円） ・ 不承認
納付期限の変更	承認（納付期限 年 月 日） ・ 不承認
分割納付	承認（分割回数 回） ・ 不承認

（A4）

様式第5号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人岩手県立大学理事長（氏名）

### 審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった入学料の減免について、審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

記

区分	審査結果
年度入学料	承認（減免額 円） ・ 不承認

様式第6号(第10条関係)

## 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

※確認の上、□に✓印を記入してください。

- この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、岩手県立大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が岩手県立大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等		学籍番号		
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					
<input type="checkbox"/> 入学後(4月以降)、在学採用の申込みを行う予定の者	入学後(4月以降)、必ず給付奨学金在学採用に申し込むこと				

## 申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- 給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
- なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請の結果、減免が決定した際は、一旦徴収した入学料を減免区分に応じた金額を還付します。

様式第7号（第10条関係）

## 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

※確認の上、□に✓印を記入してください。

- この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、岩手県立大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が岩手県立大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受け

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等		学籍番号		
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報				
	給付奨学金の奨学生番号				

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。）

様

公立大学法人岩手県立大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免認定結果通知書

年 月 日付で申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり授業料等の減免を行いますので通知します。

記

1 減免区分

- 第Ⅰ区分（満額の支援）  
 第Ⅱ区分（満額の2/3の支援）  
 第Ⅲ区分（満額の1/3の支援）

2 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

3 減免額

入学料 円  
授業料 円（ 年 月分 ～ 年 月分）

4 減免後の納付額

入学金 円  
授業料 円（ 年 月分 ～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を納付してください。

5 還付する額

入学金 円

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人岩手県立大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免の認定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条に基づき下記のとおり取り消しますので通知します。

記

1 認定取消により減免を行われなかったこととなる月

年 月

2 認定取消の事由

- 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた。
- 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
  - ア) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定
  - イ) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下
  - ウ) 学修意欲が著しく低い状況
  - エ) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
  - オ) 上記ア)～エ)に該当し、かつ学業成績が著しく不良と認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない
- 懲戒としての退学又は停学（期限の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けた。

3 認定取消に係る納付額

入学金 円

授業料 円（ 年 月分 ～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を納付してください。

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人岩手県立大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の  
適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 15 条に基づき 年度 期の適格認定における学業成績の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので、施行規則第 15 条第 3 項に基づき通知します。

次回の適格認定における学業成績の判定において、下記の状況が改善されていない場合、認定を取り消す（授業料等減免を終了する）こととなりますので、申し添えます。

記

[判定の結果] 警告

- 事由
- 修得した単位数等の合計数が標準単位数の 6 割以下
  - GPA 等が学部における下位 4 分の 1 に該当
  - 学修意欲が著しく低い状況

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人岩手県立大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての  
認定の効力の停止に関する通知

年 月 日付 第 号により通知した授業料等減免対象者としての認定に  
ついて、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 18 条  
第 1 項に基づき、下記のとおり認定の効力を停止しますので通知します。

記

1 認定の効力の停止により、減免を停止する期間

年 月 ～ 年 月 (予定)

2 事由

- 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。
- 休学を認められた。( 年 月～ 年 月 (予定))
- 停学（3月未満の期間のものに限る。）または訓告の処分を受けた。
- 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ施行規則第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなった。
- 本学が定める日までに減免継続願を提出しなかった。
- 認定の効力の停止について本人から申し出があった。

3 停止期間に係る授業料等の納付

授業料 円 ( 年 月分～ 年 月分)

※ 月 日までに 円を納付してください。

様式第 12 号（第 14 条関係）

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免について、以下のとおり認定の効力の停止を解除し、支援を再開するようお願いします。

フリガナ		入学 年月	年 月
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等		学 年	

減免の停止の始期 年 月

停止の解除（支援の再開）を希望する年月 年 月